

知っていますか？

# 介護保険 低所得者向け 利用者負担軽減制度

## ③ 生計困難者に対する利用者負担額軽減（国・都制度）

以下の全ての要件を満たし、区が対象者として認定した場合に、**介護サービス費、居住費、食費が25%軽減**されます。生活保護受給者については、個室居住費（滞在費）のみが全額軽減されます。

この制度は、軽減を行うことを区に申し出ている事業所・施設を利用した場合に適用されます。軽減適用施設については、区のホームページの一覧をご覧ください。介護保険課にお問合せください。

### 認定の要件

- 世帯全員が住民税非課税であること
- 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- 預貯金等（有価証券等も含まれる）の額が、単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- 介護保険料を滞納していないこと

※ 介護保険サービスのうち、「福祉用具貸与」「居宅療養管理指導」「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」「介護老人保健施設（老健）」「介護医療院」「福祉用具購入」「住宅改修」については軽減制度の適用外となります。

### 申請手続きの方法

下記の書類をご用意の上、申請してください。

- ご本人と世帯全員の収入がわかるもの（年金の決定通知書や源泉徴収書等）
- ご本人の世帯全員の預貯金通帳の写し（収入額の確認のため、申請年度（※）の前年の1月1日から申請日までの記録のある通帳が必要となります）
- （別世帯の家族の扶養に入っている場合）被扶養者の非課税証明書等

くわしくはホームページをご覧ください。介護保険課にお問い合わせください。

※ 年度は8月に切り替えを行います（令和7年度は令和7年8月から令和8年7月まで、通帳の記録は、令和6年1月1日からのものが必要となります）。

## ④ 介護保険サービス利用料軽減（足立区独自制度）

③による軽減を受けた方については、区独自制度により、**介護サービス費が元の自己負担額から更に45%分軽減**されます（但し、高額介護サービス費の支給を受けている方については、その支給額と合わせて45%となる金額の支払を行います）。

### 申請手続きの方法

支払対象者にはサービス利用月からおおむね半年後に区から申請のご案内をお送りしますので、申請書をご記入の上ご提出ください。

※ 一度申請すれば、毎回の申請は必要ありません。

上記以外にも軽減制度がございます。  
詳しくは区ホームページをご確認ください。



介護サービス費の還付について



利用者負担の軽減制度について

例えば

要介護4の方が  
特養のユニット型個室を利用する場合

約75%  
も軽減！

月額 162,000円

軽減適用前

39,375円

軽減適用後

上記軽減の  
対象となる方

- 負担限度額認定で第2段階となる方
- 生計困難者に対する利用者負担軽減制度の対象者

詳しくは中面へ

お問合せ先  
足立区 介護保険課 保険給付係  
電話番号 03-3880-5743  
FAX 03-3880-5621  
E-Mail kaigo@city.adachi.tokyo.jp

- 上記金額はあくまで目安です。実際の利用料金は各施設により異なります。
- 日常生活費（理美容代など）は含まれておりません。
- 軽減適用後の金額は後日区から還付される高額介護サービス費等の金額を含めた、実質的な自己負担額となります。

## 主な利用者負担軽減の種類と軽減方法

軽減制度ごとに「介護サービス費」「居住費（滞在費）」「食費」を軽減します。

負担軽減制度の名称	対象となるサービス・事業所	軽減の方法		軽減される費用の種類		
		利用料支払時に軽減	支払後区から還付	介護サービス費	居住費（滞在費）	食費
①高額介護サービス費	福祉用具購入及び住宅改修を除く全てのサービス		○	○		
②負担限度額認定	施設サービス、短期入所	○			○	○
③生計困難者に対する利用者負担額軽減（国・都制度）	利用料軽減の申出を行った事業所（一部サービス種別は対象外）	○		○	○	○
④介護保険サービス利用料軽減（足立区独自制度）	③と同様		○	○		

### 軽減事例

- 要介護4で特養のユニット型個室を利用
- 負担限度額認定で第2段階
- 生計困難者に対する利用者負担軽減制度が適用

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護サービス費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{居住費} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{食費} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{月額合計} \\ \hline \end{array}$$

### 一般的な利用額

$$36,000\text{円} + 75,000\text{円} + 51,000\text{円} = 162,000\text{円}$$

居住費と食費に1日あたりの上限額が設定されることで軽減

### 上記②の軽減後

$$36,000\text{円} + 26,400\text{円} + 11,700\text{円} = 74,100\text{円}$$

それぞれの利用額を25%軽減

### 上記③の軽減後

$$27,000\text{円} + 19,800\text{円} + 8,775\text{円} = 55,575\text{円}$$

もとのサービス費から更に合計で45%軽減

### 上記①④の軽減後

$$10,800\text{円} + 19,800\text{円} + 8,775\text{円} = 39,375\text{円}$$

※ 介護サービス費及び一般的な居住費・食費はあくまで目安です。実際の利用料金は各施設により異なります。また、合計金額には日常生活費（理美容代など）を見込んでいません。

## 主な利用者負担軽減制度のご案内

### ① 高額介護サービス費

下記の区分ごとに、介護サービス費の自己負担額がそれぞれの限度額を超えた場合に後日還付の対象となります。

区分	限度額（月額）
課税所得690万円以上の65歳以上の方がいる世帯	140,100円（世帯）
課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる世帯	93,000円（世帯）
課税所得145万円以上380万円未満の65歳以上の方がいる世帯	44,400円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯	
世帯全員が住民税非課税で、下記に該当しない方	24,600円（世帯）
世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が基準額★以下の方等	15,000円（個人）

★ 基準額は令和7年8月からは80万9,000円です。この基準額は毎年8月に変更されます。

#### 申請手続きの方法

支払対象者にはサービス利用月からおおむね4から5カ月後に区から申請のご案内をお送りしますので、申請書をご記入の上ご提出ください。

※ 一度申請すれば、毎回の申請は必要ありません。

### ② 負担限度額認定

住民税非課税世帯等の低所得者である場合には、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）及び短期入所に係る居住費・食費の利用者負担は、下記の所得・資産に応じた一定額（負担限度額）までとなります。

利用者負担段階	預貯金等の資産の状況	居住費等の負担限度額（日額）				食費の負担限度額（日額）	
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設入所	短期入所
1	生活保護受給の方等 単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	
2	前年の合計所得金額 +年金収入額が 基準額★以下の方 単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
3-①	前年の合計所得金額 +年金収入額が基準 額★超120万円以下 の方 単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
3-②	前年の合計所得金額 +年金収入額が120 万円超の方 単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円

★ 基準額は令和7年8月からは80万9,000円です。この基準額は毎年8月に変更されます。

※ ( ) 内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※ 負担限度額認定における年金収入は非課税年金（遺族年金や障害年金）も合計した金額となります。

#### 申請手続きの方法

資産状況が確認できる書類（通帳・有価証券の評価額がわかる書面の写し等）、該当年度の1月1日現在区外在住の配偶者がいる場合は、配偶者の非課税証明書をご用意の上、介護保険課に申請を行ってください。